

第2回(2012年度)司法試験予備試験論文式試験についてのアンケート

実施期間 2012.7.16～2012.8.31、総回答数 52通

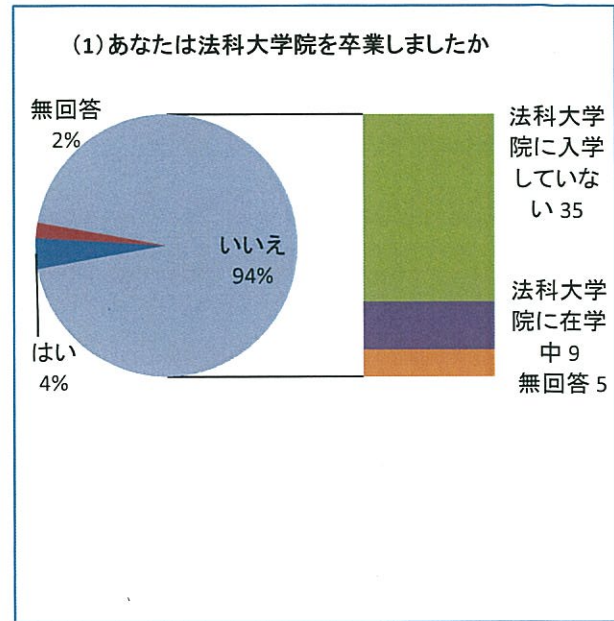
1 法科大学院の終了の有無

(1) あなたは法科大学院を卒業しましたか。

はい	2
いいえ	49
無回答	1

(1) - 1 前問で「いいえ」を選択された方、あてはまるものを
選択してください

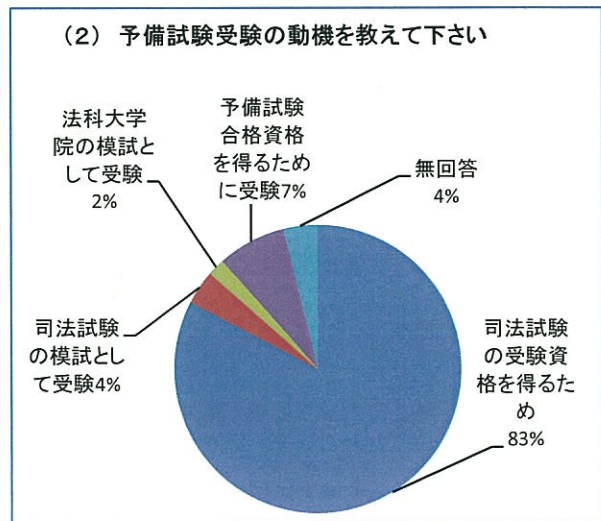
法科大学院に入学していない	35
法科大学院に在学中	9
法科大学院を中退した	0
無回答	5



2 予備試験受験の動機(複数回答可)

(2) 予備試験受験の動機を教えてください。

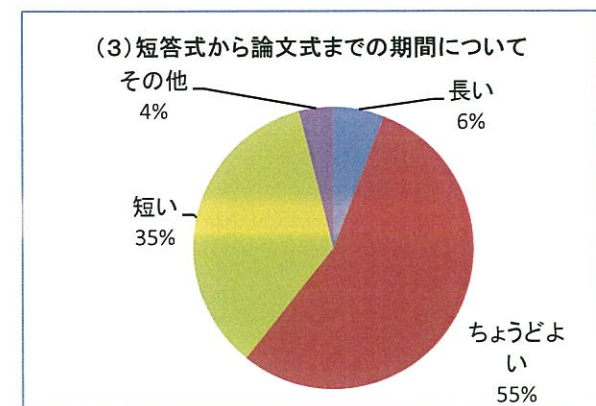
司法試験の受験資格を得るため	43
法科大学院在学中であり司法試験の模試として受験した	2
法科大学院進学を検討しており、法科大学院の模試として受験した	1
司法試験は法科大学院卒業資格で受験する予定であるが、予備試験合格資格を得るために受験した	4
無回答	2



3 日程等について

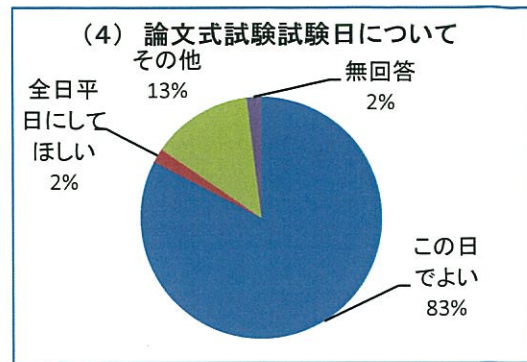
(3) 短答式から論文式までの期間について

長い	3
ちょうどよい	28
短い	18
その他	2
気にしていません。 1 短い、猛暑が通常となった現在、見直すべき。 1	



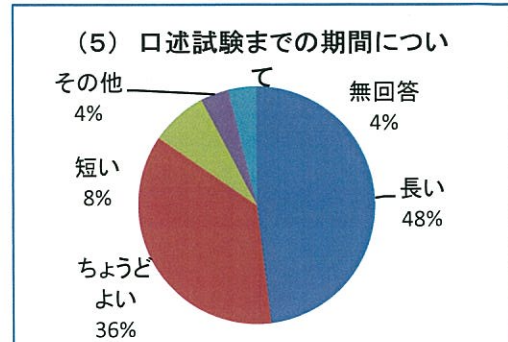
(4) 論文式試験試験日について

この日でよい	43
全日 平日にしてほしい	1
その他	7
8月下旬にしてほしい。2 猛暑が通常となった現在、見直すべき。1 7月下旬の土、日で。1 いつでもよい。1 5月にまとめて欲しい。1 8月か9月がよい。1	
無回答	1



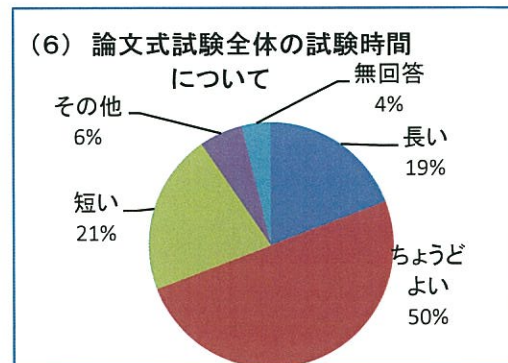
(5) 口述試験までの期間について

長い	25
ちょうどよい	19
短い	4
その他	2
論文との間隔がほとんどなくても良いと考えます。1 受験経験がないので、わからない。1	
無回答	2



(6) 論文式試験全体の試験時間について

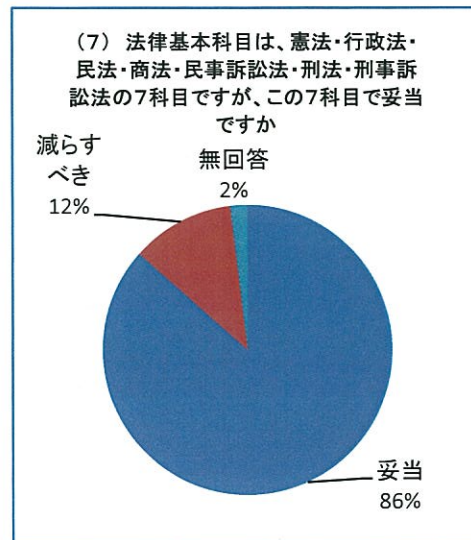
長い	10
ちょうどよい	26
短い	11
その他	3
無回答	2



4 法律基本科目・法律実務基礎科目について

(7) 法律基本科目は、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目ですが、この7科目で妥当ですか(複数回答可)。

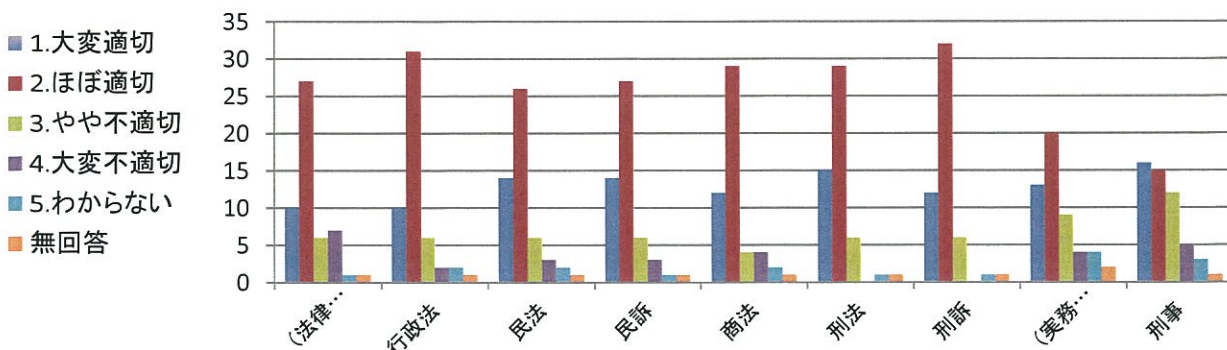
妥当	45
減らすべき	6
⇒その科目は 行政法 4 民事訴訟法 1 刑事訴訟法 1 「商法」を「会社法」に変更し、「手形小切手法・商法総則・商行為法」を試験範囲から外すべきだと考えます。なぜなら、法科大学院によっては、商法総則・商行為法・手形小切手法の授業は未修者コースの1年生のみが受講し、2年次以降は講義形式の授業も演習形式の授業も開設されていないという法科大学院も存在するからです。予備試験が、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定する試験である以上、会社法しか勉強しないで既修者コースに入学した人が、会社法しか知らずに法科大学院を修了できる抜け穴的ケースが現に存在する以上、予備試験でも	
増やすべき	0
その他	0
無回答	1



(8) 法律科目・法律実務科目について、法科大学院課程修了者と同等の学識及びその対応能力並びに法律実務の基礎的素養を有することを判定するためのものとして適切であったか否かの観点から、ご意見を聞かせて下さい。

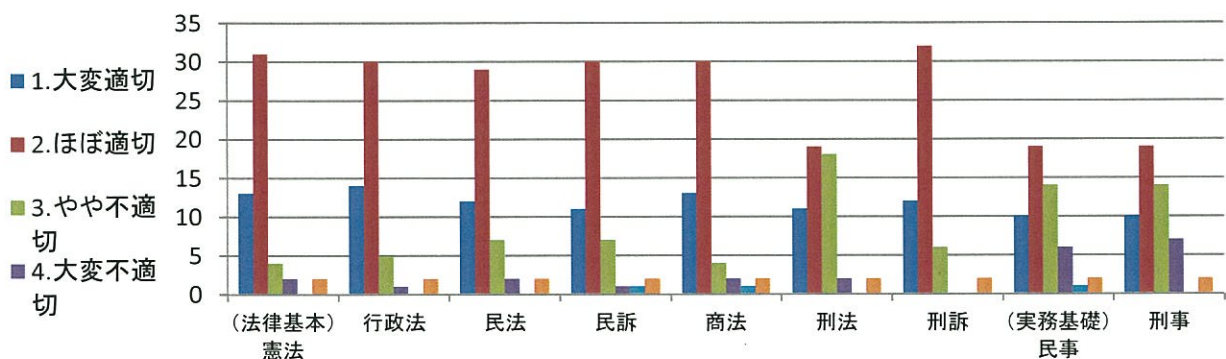
① 出題形式(事例問題・一行問題・小問形式等)は適切でしたか。

	1.大変適切	2.ほぼ適切	3.やや不適切	4.大変不適切	5.わからない	無回答
(法律基本) 憲法	10	27	6	7	1	1
行政法	10	31	6	2	2	1
民法	14	26	6	3	2	1
民訴	14	27	6	3	1	1
商法	12	29	4	4	2	1
刑法	15	29	6	0	1	1
刑訴	12	32	6	0	1	1
(実務基礎) 民事	13	20	9	4	4	2
刑事	16	15	12	5	3	1



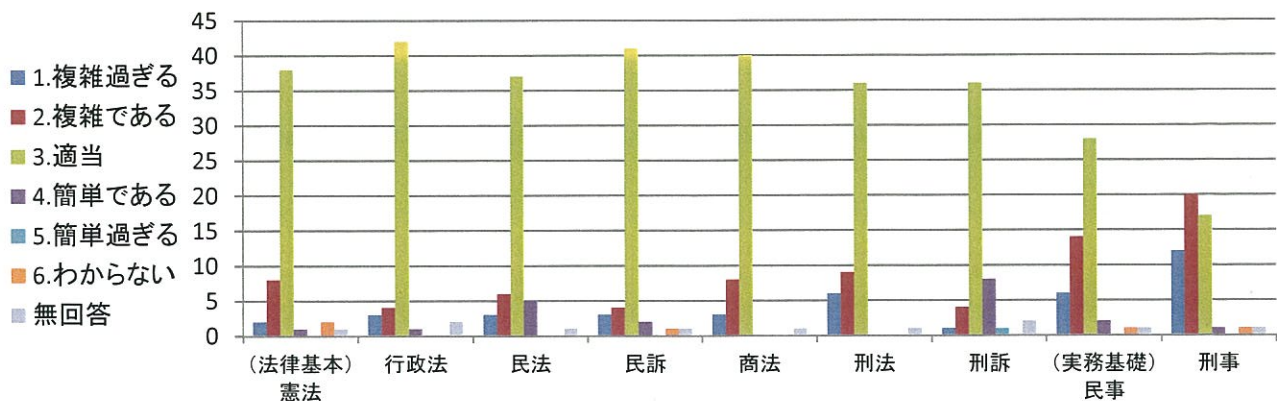
②問題の分量は適切でしたか。

	1.大変適切	2.ほぼ適切	3.やや不適切	4.大変不適切	5.わからない	無回答
(法律基本) 憲法	13	31	4	2	0	2
行政法	14	30	5	1	0	2
民法	12	29	7	2	0	2
民訴	11	30	7	1	1	2
商法	13	30	4	2	1	2
刑法	11	19	18	2	0	2
刑訴	12	32	6	0	0	2
(実務基礎) 民事	10	19	14	6	1	2
刑事	10	19	14	7	0	2



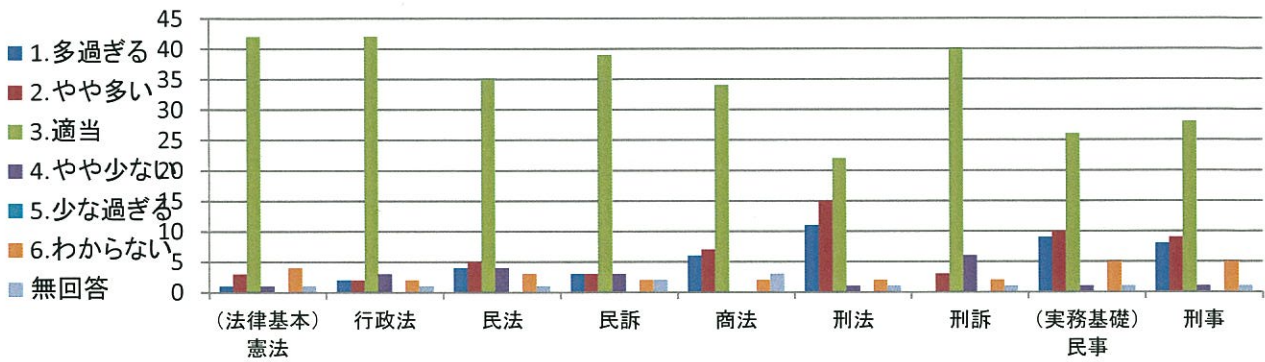
③問題事例の設定(事例に含まれる事実の量が適当であったか否かの観点からご回答ください。)

	1.複雑過ぎる	2.複雑である	3.適当	4.簡単である	5.簡単過ぎる	6.わからない	無回答
(法律基本) 憲法	2	8	38	1	0	2	1
行政法	3	4	42	1	0	0	2
民法	3	6	37	5	0	0	1
民訴	3	4	41	2	0	1	1
商法	3	8	40	0	0	0	1
刑法	6	9	36	0	0	0	1
刑訴	1	4	36	8	1	0	2
(実務基礎) 民事	6	14	28	2	0	1	1
刑事	12	20	17	1	0	1	1



④論点の数について

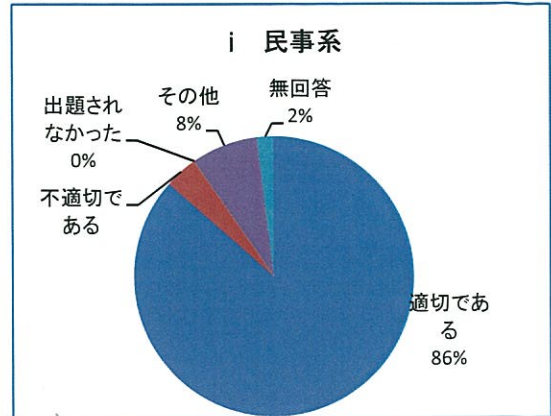
	1.多過ぎる	2.やや多い	3.適当	4.やや少ない	5.少な過ぎる	6.わからない	無回答
(法律基本) 憲法	1	3	42	1	0	4	1
行政法	2	2	42	3	0	2	1
民法	4	5	35	4	0	3	1
民訴	3	3	39	3	0	2	2
商法	6	7	34	0	0	2	3
刑法	11	15	22	1	0	2	1
刑訴	0	3	40	6	0	2	1
(実務基礎) 民事	9	10	26	1	0	5	1
刑事	8	9	28	1	0	5	1



⑤法律実務基礎科目における法曹倫理分野からの出題について

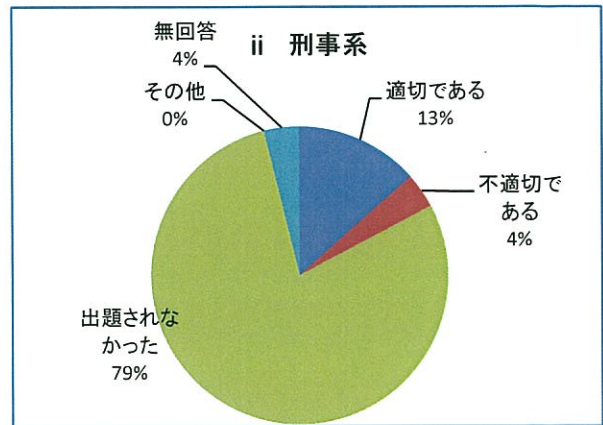
i 民事系

適切である	45
不適切である 理由:	2
問うている内容がよく分からない	
試験で聞く必要はない。	
出題されなかった	0
その他	4
必要性あるのか疑問	
今回小問が2問で、思考力を問う意図が感じられるが、法曹倫理でここまでやる必要があるのか疑問	
出題するなら申し訳程度ではなく、もう少し配点時間配分を増やして考えさせられるようにすべき	
出題意図が理解できない	
無回答	1



ii 刑事系

適切である	7
不適切である	2
理由:	
問題文が長すぎる	
試験で聞く必要はない。	
出題されなかった	41
その他	0
無回答	2



⑥その他法律基本科目・法律実務基礎科目についてご意見をお聞かせ下さい。

- ・法律実務基礎科目は民事・刑事とも問題の分量が多く、3時間ではつらかった。
- ・刑事系は難問だと思いましたが、良い問題だと思えました(設問1)。設問2は刑事訴訟法の問題では、と思えました。
- ・若干分量が多く、2日やるには腕がもたない…
- ・ロースクールにいけない人向けの試験という建前だが、ローないし予備校にいかないとこの科目数に対応できないのではないかと。自分はロー生だが範囲が広くつらかった。
- ・憲法、行政法については、新司法試験と同じ傾向の出題をしてほしい。
- ・刑訴の問題は問題の出し方が、良くないのでは。私の問題用紙だけ落丁があるのではないかと思い、落ち着いて解答できなかった。
- ・時間が短い
- ・民事訴訟法以外は得点の比率が記載されていなかったの、どれくらいの割合で時間を使い、答案上の分量をどれくらいにするのか迷った。
- ・予備試験の趣旨からすると、出題範囲はより網羅的な方がよい。特に憲法は不適當だったと思う。
- ・受験生が解けない問題をあえて出題している。民事は書く量が多くなるので、90分で解答を終えるのは困難であるのに加え、刑事も問題分析に時間がかかる上、レベルの高い問題で、時間が足りない。3時間で2通を書ききるのは非常に困難である。
- ・刑事実務は難しすぎる。ロー卒でもできないと思う。
- ・3時間ではとても処理し切れる分量ではない。
- ・民事実務と刑事実務は分量が多すぎる。まだ浅い分野であり、書ききれない。
- ・法律実務基礎科目は不要である。
- ・憲法が難解だった。
- ・実務科目は民・刑で問題の分量に差があり、バランスが悪い。民事にかなり時間がかかる。
- ・試験時間に対して分量が多く、内容も司法修習レベルと思われ、法科大学院修了レベルをはるかに超えており、不適切と感じる。
- ・難しいとの意見が多いようであるが、憲法・民法・商法で顕著なように、条文を解釈適用するという基本が身につければ、事前に深く勉強したことがないテーマであっても、条文と事案に食らいついていくことで一応の解答にたどり着けるようになっており、むしろ昨年よりやさしく感じた。民訴に関しては事実関係を分析していく中で一部請求訴訟がなぜ起こされたのかという点まで考えさせていることに気づいたときには感動さえした。
難しいと感じた人がいるとすれば、誤った勉強方法をとっているからとしか思えない。
刑法が時間的に厳しい問題であったこと以外は全般的に極めて適切な問題だったと思う。
- ・学部試験のように、たくさん書いた者やわかりきった論証理由づけをダラダラ書いた者に高得点が与えられていないか検証を怠らないでほしい。たった2頁でも要所を看破した答案はあるはず。要所さえ看破できれば、論証など覚えたか否かの問題にすぎない。極端な話答案構成だけで採点されてもいいと思う。
- ・(1)「民事」実務基礎科目についてですが、法科大学院の期末試験では、問研か類型別に記載されている要件事実から出題されます。
もし、法科大学院課程修了者と同等の学識と応用能力を有するかを判定したいならば、予備試験でも、問研か類型別に記載されている要件事実を問うべきであり、問研と類型別には記載されていないが両本を応用すれば解ける問題、を出題するのは、法科大学院修了者よりも過度の能力を要求するもので不当ではないでしょうか。
- (2) 法律実務基礎科目については、試験範囲が不明確に感じます。法科大学院の期末試験であれば、授業でやった範囲からしか出題されないの、試験範囲が明確です。
法律実務基礎科目については、司法試験委員会が、勉強しておくべき書籍を複数指定するなどして、受験生がどこまで勉強しておくべきか分かるようにして頂きたいです。
- ・民事の分量が多すぎる。

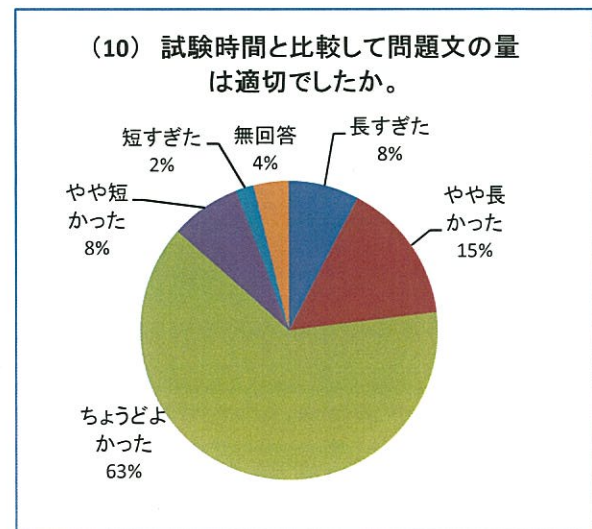
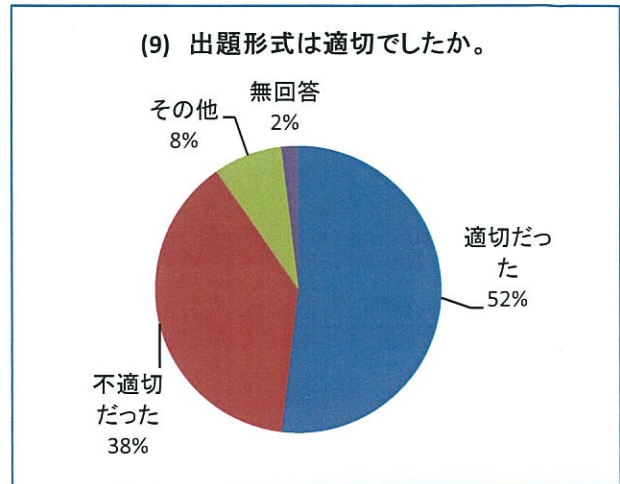
5 一般教養科目について

(9) 出題形式は適切でしたか。

適切だった	27
不適切だった	20
理由:	
問題がマニアック	
「同等」よりもはるかに上のレベルではないかと思われるからです。	
難解すぎる 5	
難しすぎる。そもそも必要ない→ロー生はできるのか疑問	
意味がわからない	
一般教養を測る出題とはいえず	
法科大学院修了生一般が解ける問題ではないと思うから。	
どのような基準で採点されるかが読めない問題だった。	
そもそも不要。多くは社会経験を有しており、今更感がある。	
内容が抽象的すぎる。	
試験科目としてそもそも不要	
教養を	
法科大学院修了者が果たしてこの問題を解けるのか。	
文章が抽象的であり、興味のわからない分野で、解くのが難しい。	
その他	4
不要と考えます。2	
予備試験に一般教養科目を課すこと自体公平なのかと思います。ロースクール生が同等の一般教養知識を果たして持っているのか疑問	
不適切形式とは思わないが誰がやってもこんな形式でしか出題できないであろう	
無回答	1

(10) 試験時間と比較して問題文の量は適切でしたか。

長すぎた	4
やや長かった	8
ちょうどよかった	33
やや短かった	4
短すぎた	1
無回答	2



(11) その他一般教養科目についてのご意見を聞かせて下さい。

- ・法科大学院生があのような問題に適切に答えられる素養があり、予備試験受験者がそれを試されたといえるのか、検証して欲しい。
- ・題意の把握が難しかったです。設問2で字数を10行程度に指定したことの意味がよくわかりません。
- ・時間の割に難易度が高い
- ・差がつくのか不明と思った。
- ・字数制限がやや厳しかった。
- ・ロースクール生との公平感を欠くと思います。仕事をしながらの受験なのであまり時間がとれない上、一般教養対策まですると厳しいです。
- ・難しかった。(問題文のみで用語が明確になるよう、専門用語は避けて欲しい)
- ・試験の中で解答することが難しいですが、多様な人材を集める趣旨には合致していると思います。
- ・第1回目は受験していないが、過去問として問題集で一度解いたことがある。第1回目と比べて今回(第2回目)の方が難しい。
- ・ロー修了程度????ロー生はできるのか疑問
- ・意味がわからない。法科大学院修了生が適切に回答できる内容とは思われない。
- ・論文で一般教養として作文のような問題を出すことの意味が分からない。他の法律科目で充分と思う。
- ・一般教養科目は受験者の一般教養のレベルを測るものとは到底いえず、法科大学院入試、カリキュラムでも行わないものなので、すぐに廃止すべき。
- ・科目とし必要ないと感じられます。
- ・一般教養科目をなくすべきとの声もあるが、企業が大学における教養教育の重要性を再認識はじめている中、法曹界だけ時代の流れに逆行してしまうのでは。
- ・良い問題だったと思います。論文でも一般教養はあってよいと思います。
- ・適切
- ・法科大学院課程修了者が高い学識を有している、との前提が疑問です。
- ・難しかった。見解A→Bへ議論をするなら方向性がみえるのだが、B→Aの流れだったので議論をまとめるのに苦労した。
- ・時事問題のウェイトをもっと増やした方がよい(ムダな知識を問うても仕方ない)
- ・「院修了者と同等の…」という趣旨であるなら、もう少し配点を増やした方がいいと思う。現状ではこの科目の結果はほぼ大勢に影響せず、力を入れる意味がないように思える。
- ・択一に加えて、論文にも一般教養を課すのは、単なる嫌がらせである。
- ・必要性が無いと思う。ロー生にはこの一般教養の能力が担保されているのか疑問。
- ・法科大学院修了者が皆この問題が解ける程の学識を有しているのか疑問。法科大学院はそもそも教養を身に付ける所ではないのでは、(短答式の教養レベルは適切と思うが)
- ・廃止すべき。
- ・この課目は本当に必要なのか疑問
- ・採点基準も全く不明であり勉強方法もわからない。廃止すべきである。
- ・内容が難解すぎる。
- ・読解力、論理構成力は法律科目でも能力を判断できそうであり、あえて一般教養をテストする必要性が低いように思う。
- ・そもそも、必要ないと考える。仮に必要があったとしても、法律科目と比して、配点を少なくすべき。
- ・もっと現実的な社会問題に対する出題とすべき。公務員試験のような出題が適切。

・これも難しいとの意見があるようである。

しかし、問題文や資料に誘導があり、昨年よりも解きやすかったと思う。事前の専門的知識(科学観)の有無に関わらず一応の解答が出せるように工夫があったように見受けられることから、こういった誘導に気づけない者が難しいと言っているだけだと思う。極めて適切な問題だったと思う。

・実施自体どれ程の意味があるか不明な科目。短答の一般教の方が上記能力判定には適しており、これで必要充分ではないか？論文式での実施は必然的に社会学にかたよってしまうだけ。自然科学から出せるわけがない。しかも社会学は論理一貫性を必要としない科目なので、法律学とは真っ向から衝突する。

・(1)今年の一般教養試験の問題ですが、この問題が本当に法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力を有することを判定できているのでしょうか。

最近の法科大学院生は、今年の一般教養試験の問題を問題なく解けるほど優秀な方々ばかりなのではないでしょうか。

私は、今年の問題を、法科大学院3年生に解かせたら、相当数の院生が法科大学院を修了できずに留年することになると思います。

しかし、現実にも目を向けると、お金持ちの子供は法科大学院を経由して、一般教養科目に夢を打ち砕かれることなく新司の受験資格を容易に得られるのに、貧困層出身者は、一般教養科目のせいで受験資格が遠のいてしまう人もいます。。

(2)予備試験短答式のアンケートのときにも、書きましたが、本当に教養試験が必要でしょうか。

第1点目に、予備試験は、お金がなくて法科大学院に通うことができない人にも法曹への道を開くために設けられた試験のはずなのに、教養試験が設けられたことで、法科大学院にも通うことができる富裕層出身者の子供が、貧乏人よりも予備試験に合格しやすくなってしまい、結果として、お金がなくて法科大学院に通うことができない貧乏人が、法律家になるための「受験資格」を得られにくくなってしまっています。

すなわち、親が貧しくて子供の頃から家に本棚もなく、友達も不良が多く、親の素行も品がないような劣悪な環境で育った人(貧困層出身者)よりも、子供の頃から勉強がしやすい居住環境で育ち、お受験を経て、教材や教育を受けるための資金にも苦労しなかった人(富裕層出身者)の方が、教養があるのは明らかです。

そうだとすれば、教養試験は、このような富裕層出身者に「下駄を履かせている」だけの試験なのではないでしょうか。

(なお、法律科目は、富裕層出身者も貧困層出身者も、ある程度の年齢に達してから勉強を始める科目なので、教養科目のような問題は生じないと考えます)。

第2点目に、本当に法律家に教養が絶対に必要な能力なのではないでしょうか。

子供の頃から経済的に何不自由なく育ち、高度の教育を受けて立派な学歴を有する教養のある人(高学歴者)よりも、何らかの理由で不登校になったり、高卒、中卒あるいは義務教育すら修了しなかった人(低学歴者)の方が、その後の人生で辛い思いをしたり、世の中の理不尽を経験したりすることが多いと思います。

すなわち、ツライ思いをして相談に来た依頼者の気持ちは、高学歴者より、低学歴者の方が共感できるように思います。

しかし、教養試験を設けて、高学歴者の方が予備試験に合格しやすくと、結果として依頼者の気持ちに共感できる低学歴者の法曹への参入数が減ってしまいます。

何不自由なく育った高学歴者が、この人はきっとこんな辛い思いをしてきたに違いない、などという「上目線の想像力」を働かせているより、実際に辛い思いをしてきた低学歴者が法曹会に参入し易くする方が、国民のためだと思います。

第3点目に、教養がある人が「優秀」な法律家だというのは幻想だと思います。たとえば、刑事事件の場合にも、高学歴で教養がある弁護士や検察官には何も喋らないが、低学歴で教養はないが実際に辛い思いをしてきた自己の体験談等を被疑者に対してしているうちに、低学歴者や貧困層出身の弁護士・検察官には心を開く、という被疑者もいると思います。

私は、そのような被告人の心を開かせることができる人の方が、教養のある人より、よっぽど「優秀」な法律家だと感じます。

教養試験は、高学歴者あるいは富裕層出身者に「下駄を履かせて」しまっている結果、そのような「優秀」な人を排除してしまっています。

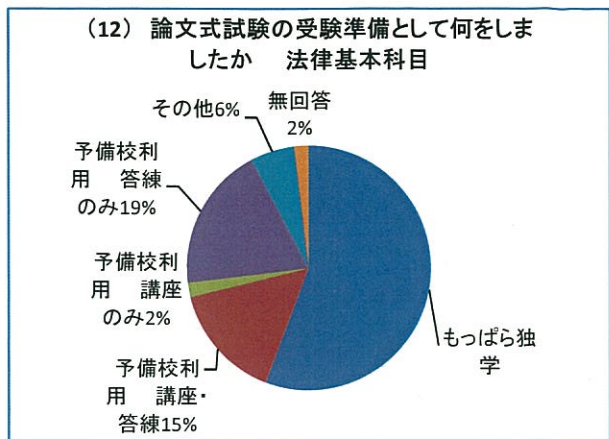
・そもそも不要。多くは社会経験を有しており、今更感がある。

6 受験準備について

(12) 論文式試験の受験準備として何をしましたか。

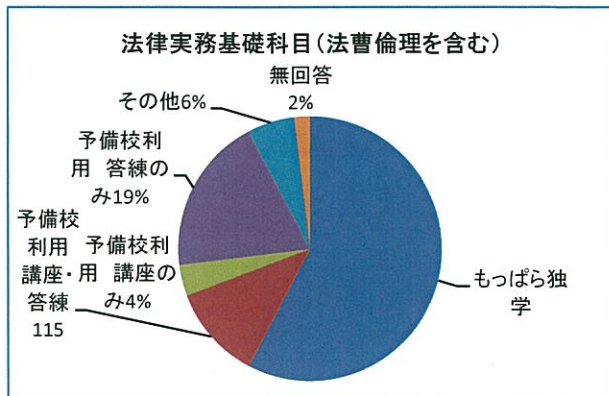
法律基本科目

1. もっぱら独学	29
2. 予備校を利用 講座も答練も	8
講座のみ	1
答練のみ	10
3. その他	3
法科大学院の授業 3	
無回答	1



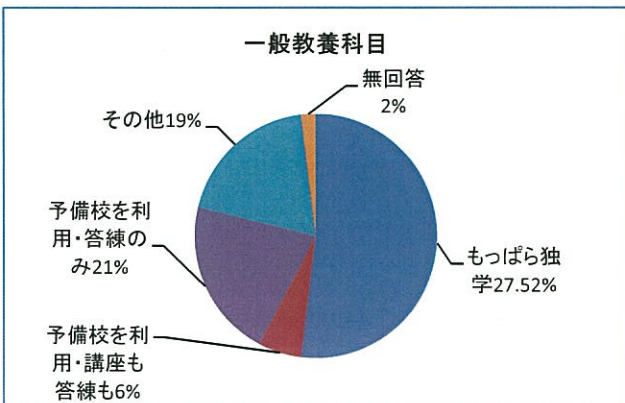
法律実務基礎科目(法曹倫理を含む)

1. もっぱら独学	30
2. 予備校を利用 講座も答練も	6
講座のみ	2
答練のみ	10
3. その他	3
殆ど準備をしていない	
問題集だけ予備校	
法科大学院の授業	
無回答	1



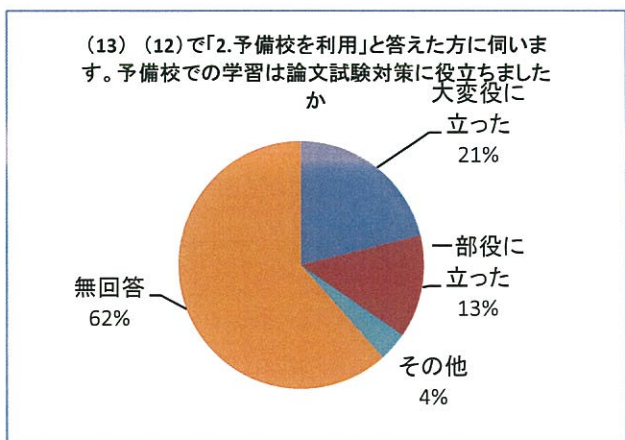
一般教養科目

1. もっぱら独学	27
2. 予備校を利用 講座も答練も	3
講座のみ	0
答練のみ	11
3. その他	10
殆ど準備をしていない・何もしない 9	
何もせず、大学受験の国語を思い出しつつ解きました。	
無回答	1



(13) (12)で「2.予備校を利用」と答えた方に伺います。予備校での学習は論文試験対策に役立ちましたか。

大変役に立った	11
一部役に立った	7
科目というよりも、答練の資料は役立ったと思います。	
実務基礎 2	
民事、刑事、両実務	
特定の科目ではなく、答練で書く訓練ができたことが、役立った。	
あまり役に立たなかった	0
全く役に立たなかった	0
その他	2
演習という意味で役立った	
答練だけの受講なので、予備校が予想をはずすと、役に立たなかったことになってしまいます。ただ、辰己は予想をはずしましたが、勉強にはなりました。	
無回答	32

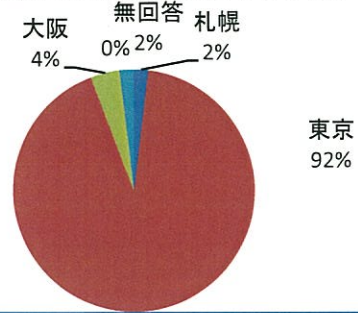


7 試験会場等について

(14) あなたの試験地はどちらですか

札幌	1
東京	48
大阪	2
福岡	0
無回答	1

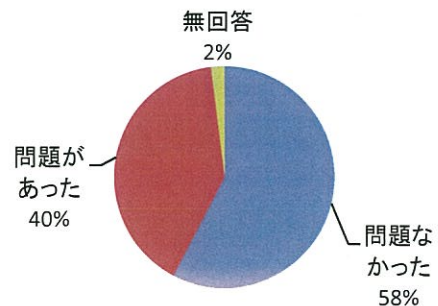
(14) あなたの試験地はどちらですか



(15) あなたの試験会場は机・椅子・環境等問題ありませんでしたか。

問題なかった	30
問題があった	21
内容：	
机と椅子が一体化しているもので(大講堂とかにあるタイプの机)、隣の人の貧乏ゆすりが気になるほど揺れた。	
自席が右端であり、机が狭くつかいにくい。受験票確認の際に面倒である。	
机が狭く、イスが高すぎて書きにくい	
机がやや狭い、解答用紙がはみ出て折れ曲がりそうになった。	
机の揺れがとても気になった。	
自分の席のイスがこわれており、試験官の方に申し出て、別の席に移していただきました。	
エアコンで寒かった(※試験監督に言ったら対応していただけました)	
机:非常に不公平、狭い、きゅうくつだった。椅子:非常に不公平、固い。	
椅子のバネが強すぎて安定が悪かった。	
机が狭く、椅子がすわり心地のよくないものだ	
冷房が少し強すぎた。風が直接当たる席だったので、肌寒く感じてしまった。	
試験室の天井に備えつけのクーラーから答案を書いているときに私の席に何度も水滴が落ちてきて困った。	
非常に狭く体調が悪くなった。不適切。	
隣の席の人が字を書くたびゆれる机だった。	
狭い	
車輪がついて動くタイプの机は不適當	
答案を書くスペースが少ない机で、もっとスペースが欲しい。	
寒かった	
イスがきしんで、うるさかった。長時間座ると腰が痛かった。	
トイレ禁止と言いながら、旧司同様のつもりで平然と申し出る奴が多い。禁止に従っている奴がバカを見ている。	
咳をしている受験生の方には、「軽め」で良いので、もう少し注意をした方がよろしいのではないかと思います。	
無回答	1

(15) あなたの試験会場は机・椅子・環境等問題ありませんでしたか



(16) 試験監督などについてご意見がありましたらお書き下さい。

- ・非常に落ち着いた対応をされていました。まったく問題がないと思います。
- ・隣の人の貧乏ゆすりやひどく、試験監督員にその旨を申し出たところ、隣の人に注意するなど適切に対処してくれた。
- ・答案の回収が遅い。監督員の人数を増やすなどして対処してほしい。
- ・複数科目の試験のとき、使わない解答用紙を机の中に入れてはならない旨注意があったが、他の教室ではそのような注意がなかったらしく、不公平に感じた。
- ・運営は適切でよかったと思います。
- ・監督員の人物、所作ともに良かった
- ・丁寧だった。
- ・試験準備で退室させる時間をもっと短くしてほしいです。
- ・試験室の黒板に試験時間は何時から何時までか、予め大きな文字で書いておいて欲しい。試験の最中に受験票の小さな文字で試験時間を確認するのはづらい。
- ・運営が円満でなく、また不適切な注意をしている場面があり不快に感じた。
- ・修了の合図を無視して書き続ける人に何らペナルティが課されないのは厳正さを欠く。
- ・特に不満なし
- ・教室の空調管理にもっと気を使って欲しい(冷え過ぎたり、暑すぎたり極端だった)。休み時間に教室を開放して欲しい(試験で使わない校舎の教室など)。
- ・説明はもっと早口に(あまりにゆっくり話すぎる)、手短かに、時間かけすぎ。
- ・私は、コの字型をしている建物の3階の試験室でしたが、試験官の方の対応も丁寧で良かったと思います。

8 その他、予備試験についてご意見がありましたらお書き下さい。

- ・短答、論文、口述ともに合格者をもう少し増やしてほしいです。
- ・法科大学院とは異なるルートを立てて多様性を確保することを目的とする以上、大学生や法科大学院生が大挙して受験しているのは、本来の目的と異なるのではないかと。すでに社会に出て、実務的に法律の重要性、必要性を感じながら学習する者のための門戸をもっと拡大すべきではないか。制度の目的からすれば、法科大学院生には受験資格を与えるべきでない。
- ・ずっと思っていたのですが、エンピツでの解答にしてほしい。
- ・経済的理由から法科大学院に行けない者が司法試験をうけるルートという本来の目的からすると、予備試験合格者の枠はもう少しふやしても良いのでは、と思います。薄給から書籍代等捻出している受験なので、経済的にはかなり苦しいです。
- ・当日は風が強く日差しもあったので、屋内の椅子が不足していた東京会場では、昼食をとる場所に困りました。2日目の科目は試験時間が長すぎると思います。
- ・時間的分量的に大変厳しい試験ですが、社会から質の低下したと言われる現状において厳しい試験であることに意義があると。法科大学院における卒業資格の認定を厳格にしてほしいです。
- ・この制度は、これからも続けてほしい。法科大学院制度を補完するものとして
- ・今回は昨年のような「何故これが基礎的理解」と思わせるような出題はなく、むしろ基本重視の姿勢が各科目ともはつきりしていて良かったと思う。
- ・過度に出題を難しくしすぎず、受験資格のための試験、との位置付けに値する出題(難易度)にしてほしい。
- ・できる限り予備試験の合格者を増やしてほしいです。
- ・やはり予備試験の位置付けがよくわからない。ただの妥協なら将来的には廃止すべき。アメリカは従量制からロースクール制度への移行に50年以上かかっている。もっと長期的な視点で法曹界や法律教育をどうしていくべきか考えるべきで、法科大学院と予備試験と、とりえず2つ作っておく、というのはどういうビジョンでとられた政策なのか不明確。50年後をみすえた議論が必要ではないか。
- ・涼しい仙台から、わざわざ暑い東京まで行って論文試験を受けるのがしんどい。
- ・試験会場について、ゴミを処分できるよう整備して欲しい。夏の中大量の飲料水を飲むのでペットボトルやゴミの処分に非常に困った。
- ・試験の準備のために一度、教室の外に出なければならないが、受験生全員を収容できる屋内の施設がなかった。暑い日だったので、建物の外では体力的にきつかった。
- ・前期修習がなくなったことから、試験を通じて実務家としてやっていける実力をつけることができるような試験制度であることが必要であると思う。(早く受かりたいが、単に試験が簡単になればいいということではなく。)
- ・現在では法科大学院修了程度といいながら、難易度や出題範囲が見合っていない。
- ・大宮ローを運営し金もうけをしている弁護士会が、予備試験をなくすよう司法試験委員会に働きかけるのは、利益相反であり見ぐるしいから、司法試験委員会は弁護士会の意見など無視するよう、弁護士会から司法試験委員会に要望してほしい。(合格者を減らせと働きかける見ぐるしい弁護士会)
- ・新司法試験より予備試験の方がはるかに競争が厳しく、受験資格が与えられるだけというのは納得がいかない。合格者を500人ぐらいにして、司法修習に入る資格として欲しい(事実上の旧司法試験の復活)。あるいは、法科大学院卒業を受験資格にしない。
- ・憲法は統治、行政法は行政手続法、民法は相続、商法は手形、商行為など受験生泣かせのマイナー分野から出題されました。新司法試験はオーソドックスな論点なのに、どうしてこんな分野から出題するのでしょうか。何か意図があるのでしょうか。受験資格を解放して下さい。なぜ多額の費用がかかるローへ行かなければ受験できないのでしょうか。どう考えても理解できません。全く、おかしいシステムです。

・難易度が高すぎる上合格者数が少なすぎる。

・「幅広い人材を法曹に」という目的で始めた法曹改革や予備試験が、試験に合格しやすい学生を意識していると感じている。社会人からの法曹入りは、ますます難しくなっているようだ。

・試験問題を簡易化、平易化し、合格者数を大幅に増やすべき(1000人定度)である。

・最終合格者の人数について、2011年度的人数は少なすぎた。今後はどんどん増やしてほしい。ロースクール終了生よりも勉強している人が多いはずだから、予備試験受験生をもっと好遇してほしい。

・今の制度は複雑で不合理な気がする。旧司法試験制度の方がよかった。旧試に戻してほしい。

・もっと合格率を上げるべきである。法科大学院の課程がすばらしいなら、予備試験合格組が大挙して司法試験を受けても負けはないはず。自らの教育に自信がなく保身のために多様な人材を排除する姿勢は問題である。

・司法試験の受験資格を与えるだけの試験にもかかわらず、やや合格率が低いように感じる。

確かに、合格者の再現答案を見ると法律以前に論文の形をなしていないものまであることには閉口させられるが、司法試験の合格者の再現答案にもひどいものがあるし、弁護士の書いた模範答案と称する論文もどきをもみても大差があるとは思えない。過酷な試験を最低2回は受けることに対してもう少し配慮が欲しい。

・予備試験は純粋な資格試験なので暗黙の合格定員を指定するべきではない。なので一定点に達したら全員合格させるべきだし、達さねば合格者ゼロもあって然るべきである。この点、実質的な司法修習生採用試験たる司法試験とは異なる。それと、昼食・休憩所の確保には今後も留意されたい。また、都内でも辺境の会場は不便である。硬いイスも不可。いずれにせよ、短答・論文・口述の各合格ラインがなぜそのラインなのか基準を明確にすべきである。

・(1)予備試験を最後まで受験すると法文を頂けるといのは嬉しいのですが、法文を1日目に回収して、二日目に再配布するのではなく、法文の裏表紙に氏名・受験番号を記入し、最後まで同一の法文を使わせて頂きたいです。

その方が、誰が使ったか分からない法文を貰うより嬉しいですし、もし誰かが前日に法文に何か書き込んだ場合に自分が疑われるという心配もなくなります。

(2)予備試験についても、「採点実感」を出して頂きたいです。

予備試験の受験生は、基本的に独学で勉強しているため、本試験の問題を持って大学の先生に相談に行くということができません。

努力をしていなくて不合格なのは救いようがありませんが、努力はしているけれども努力の方向性が間違っているために不合格の場合には、浮かばれません。

採点実感は、努力の方向性を示してくれるとても大事な貴重なご意見です。

どうか予備試験の受験生が、努力の方向性が間違っているせいで努力が報われないという事態が何年も続いて人生を棒にふるようなことがないように、採点実感を公表して頂きたいです。

(3)成績については、A・B・Cという表記ではなく、新司と同様に、点数表示をして頂きたいです。

(4)実務基礎科目について、民事と刑事の点数を合算して成績が示されるようですが、刑事が得意で民事が苦手な人や、その逆もいるので、復習の便宜のためにも、民事と刑事を分けた成績表を作成して頂きたいです。

(5)キャップ付きのペットボトルはOKと書いてあったのですが、試験中にキャップ付きの栄養剤(例:ウィダーinゼリー、朝バナナ、等々)を飲もうとしたら、試験官の方に止められました。

試験中に腹が鳴り始めると、他の受験生の方にも迷惑がかかりますし、自分もずっと恥ずかしい思いをしながら1時間以上過ごさなければならず、非人道的な措置だと思いました。

来年度からは、キャップ付きであれば栄養剤を「飲む」こともできることを、受験要綱に明記して頂きたいです。

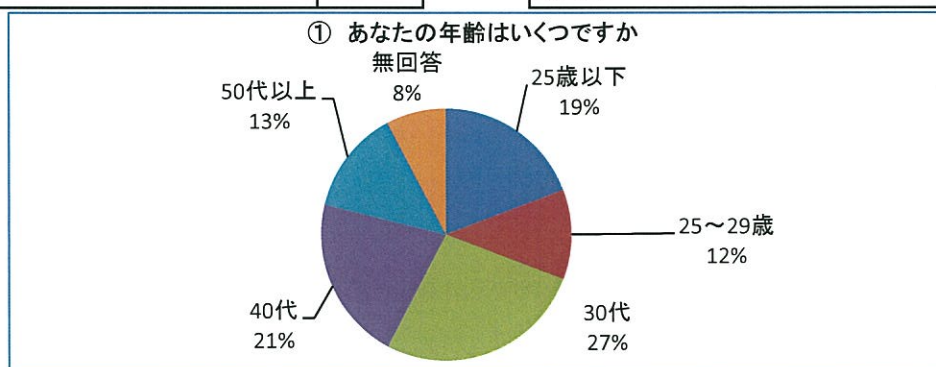
・制度の設立経緯にてらせば、大学生に受験資格があるのは違和感がある。すでに、大学→ロースクールという構図は崩壊している。一方で、旧試験からの人間が割を食っている感がある。これ以上、予備試験の内容などを変えて混乱させないでほしい。合格率があまりに低すぎて、やる気が失せる。

9 経歴等について

① あなたの年齢はいくつですか

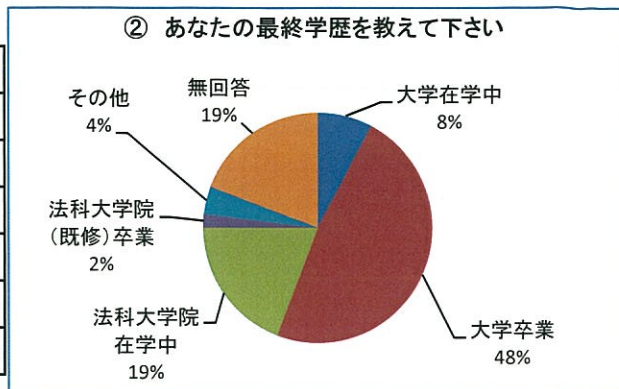
20歳	1
21歳	1
22歳	4
23歳	3
24歳	1
25歳	1
26歳	2
27歳	1
29歳	2
31歳	1
32歳	4
33歳	1
35歳	1
36歳	2
37歳	1

38歳	3
39歳	1
40歳	2
41歳	1
43歳	2
44歳	1
46歳	2
47歳	1
48歳	2
50歳	3
51歳	1
54歳	1
62歳	1
65歳	1
無回答	4



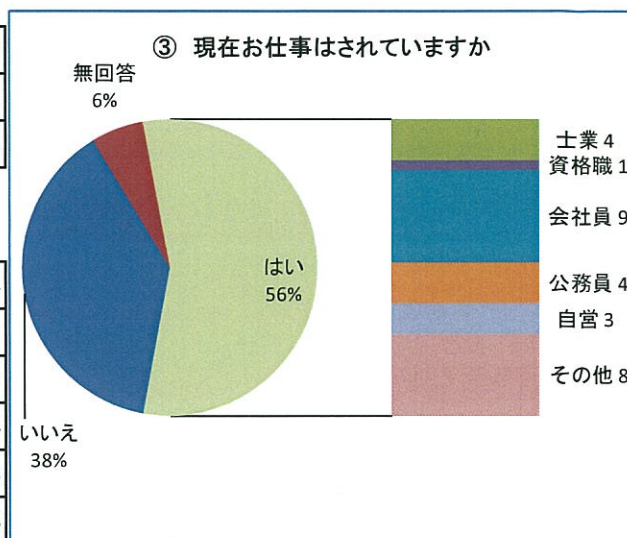
② あなたの最終学歴を教えてください。

大学在学中	4
大学卒業	25
法科大学院在学中	10
法科大学院(未修)卒業	0
法科大学院(既修)卒業	1
その他	2
無回答	10



③ 現在お仕事はされていますか。

はい	29
いいえ	20
無回答	3



④ 職業について

士業	4
資格職	1
会社員	9
公務員	4
自営	3
その他	8

⑤

旧司法試験の受験回数

1	9
2	3
3	2
4	1
5	4
6	1
7	2
8	3
9	3
10	4
12	1
22	1
無回答	18

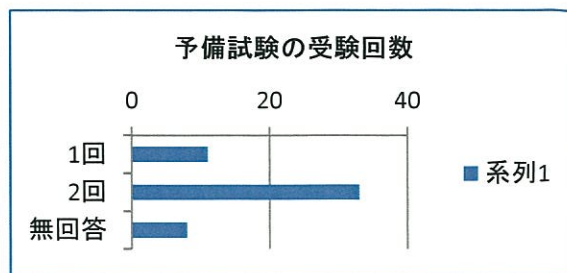


新司法試験の受験回数

0回	1
無回答	51

予備試験の受験回数

1回	11
2回	33
無回答	8



⑥ ⑤で予備試験の受験回数を「2回」とお答え頂いた方に伺います。今回の試験と1回目の試験を比べて、なにか差異がありましたか。あったとしたらどのようなことですか。

- ・問題が難しくなりました(良いことだと思います)。前回よりも良問も多かったと思います。
- ・問題の質が低下したように思う。
- ・昨年は択一なので不明
- ・特に差異は感じなかった。
- ・短答の行政法は、解きにくかった(H24年度)。論文は、全体的に去年より、より基本事項を正面からきく問題であった。
- ・択一式試験の一般教養科目が、その場で考えて答えを導ける問題になったと思います。
- ・一般教養が難しすぎる。
- ・今回は昨年のような民法のような「何故これが基礎的理解」と思わせるような出題はなく、むしろ基本重視の姿勢が各科目ともはっきりしていて良かったと思う。
- ・論文試験が、新司法試験よりも旧司法試験的な内容、出題であった。
- ・法文を最後に持ち帰らなくてもよくなったこと(私はもらいました)
- ・憲法も総括が、商法の手形など旧司法試験経験者にとって有利ともいえる分野からの出題があったのはありがたかった。
- ・受験生に若者が多く参入している為か、非常に活気があり良かった。
- ・法律実務基礎科目刑事が易化したと感じます。
- ・2回目問題の傾向として、旧司時代からの受験生に有利であったと思われる。
- ・短答に合格できた。
- ・予備合格者が、新司法試験に多数合格すると予備合格者の実力が高いことになり、ロー卒受験者の実力とバランスをとるため、予備の合格者を増やさなければならなくなる。そのため、新司法科大学では役立たないマイナー分野ばかり出題し、予備受験者がマイナー分野ばかり勉強するように誘導し、予備合格者が新試験で合格しないよう仕組んでいる点が変わった。
- ・出題を予想される王道を避ける傾向が強くなったように思う。行政法と、前回難しかった民訴の易化を感じた。
- ・受験生のレベルが上がるのを想定したためか、問題のレベルも昨年よりも上がったように思う。受験生や予備校の予想をあえて外すという意図を感じた。
- ・昨年より格段に難化しました。ロー卒認定試験とは思えない難しさでした。
- ・問題が著しく難化した。
- ・2回目は、明らかに大学在学学生を受からせる試験と感じた。又は大学院入試の模擬試験のつもりか、社会人はもはやおよびではない試験なのか。
- ・内容面で、より幅広く出題されるようになった。以下のかっこ内が今回新たに出题された分野です。憲法(統治)、行政法(本来の違法事由)、商法(商法総則、商行為法、手形法)、民事実務基礎(「問題研究 要件事実」に記載されていない要件事実)、刑事実務基礎(刑事手続)
- ・前は予備試験初年度で、かなり不安があったが、今年は予備試験の実像が明確になり、受験しやすくなった。
- ・一般教養の難易度が格段にあがった。
- ・高度な知識ではなく、基本的な条文の解釈適用能力を見ようとする問題が増えたと感じた。事前の知識では対応できない問題をあえて出しているように思う。
- また、統治・家族法・手形法の出題がなされたことは、受験者に偏った勉強をしないようにとの試験委員からのメッセージと受け取れた。ただし、これらの分野についても短答レベルの知識があれば一応の解答が出せるように工夫されていたと思う。
- ・短答の一般教養がまともになった。
- ・短答受験会場の割り振りに作為は介入していないだろうか？前回同様出願期間ギリギリに出願したのに、なぜか若い番号になり明大へ飛ばされた。
- ・特に感じなかった。